

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、11月30日(金)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

口座
振替

コンビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限り
ます。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアが
あります。
ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面
をご確認ください。


クレジット
カード

※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払
サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することが
できます(税額に応じた決済手数料がかかります。)

都税クレジットカードお支払サイト

ay-easy

A T M
インターネット
モバイル
バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※  (ペイマーク) の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご
利用できます。
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニ
エンスストアでご納付ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ
(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

安心 便利 な 口座振替 をご利用ください!

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに次のいずれかの方法でお申込みください。

- 主税局ホームページからダウンロード専用依頼書を印刷し、必要事項をご記入の上郵送してください。
- 預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参の上、金融機関または郵便局の窓口へお申込みください。
- 口座振替依頼書(ハガキ式)に必要な事項をご記入の上、ポストに投函してください。

<口座振替のお問い合わせ先>

主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

※受付時間は平日9時~17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

【お問い合わせ先】<課税について> 所管都税事務所の個人事業税班
<納税について> 所管都税事務所の徴収管理班

大法人の電子申告が義務化されます

平成 30 年度税制改正により、大法人が提出する平成 32（2020）年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければならないこととされました。その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の（1）及び（2）に掲げる内国法人をいいます。

（1）事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額

が1億円を超える法人

（2）相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

平成32（2020）年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

●大法人の電子申告義務化については、
東京都主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）・eLTAX ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）
をご覧ください。

●国税も同様に大法人の電子申告が義務化されます。詳細については、
e-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

☆☆☆ 11月は、『eLTAX全国一斉広報月間』です ☆☆☆



—都税についてのお知らせ—

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

法人事業税・都民税 地方法人特別税	事業所税 (23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告 予定申告 中間申告 確定申告 均等割申告 修正申告 清算確定申告等	電子申告 納付申告 修正申告 免税点以下申告 事業所用家屋貸付等申告	電子申告 償却資産申告
電子申請・届出 法人設立・設置届出 異動届出 延長申請・届出 減免申請 連結承認届出 等	電子申請・届出 事業所等新設・廃止 減免申請 みなし共同事業に関する明細 等	
電子納税 本税 延滞金 加算金 見込納付(確定申告分のみ)	電子納税 本税 延滞金 加算金	



●eLTAXのご利用時間●

【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

●利用手続きについてのお問い合わせ●

【**eLTAX** ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【**eLTAX** ヘルプデスク】 0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）
平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理班

●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



☆☆☆ 11月は、『eLTAX全国一斉広報月間』です ☆☆☆

特定空家等に該当すると 土地の税額が高くなる可能性があります（23区内）

平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。同法に基づき勧告を受けた「特定空家等」の敷地については、賦課期日（1月1日）までに勧告に対する必要な措置が講じられたことが確認できない場合、固定資産税・都市計画税の住宅用地に係る課税標準の特例（以下「住宅用地の特例」という。）対象から除外されます。

★「特定空家等」とは？

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項において「空家等」のうち以下の状態にあると認められるものをいいます。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

★「空家等対策の推進に関する特別措置法」のお問い合わせ先

特定空家等の勧告や必要な措置等については・・・
→ご所有の土地・家屋が所在する区にある区役所へ
住宅用地の特例や固定資産税等については・・・
→ご所有の土地・家屋が所在する区にある都税事務所へ
それぞれお問い合わせください。



—都税についてのお知らせ—

昨年度に引き続き、平成30年度も



小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します 23区内

減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限ります。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。
※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】 土地が所在する区にある都税事務所

耐震化のための建替え 又は 改修 を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成32(2020)年3月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- ☑ 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- ☑ 新築された日の属する年の翌年の1月1日(1月1日新築の場合は、同日)において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- ☑ 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- ☑ 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末までに減免申請すること

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

<減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成32(2020)年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- ☑ 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- ☑ 耐震改修工事が完了した日から3ヶ月以内に減免申請すること

<減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度(1月1日完了の場合はその年度)1年度分*について耐震減額適用後、固定資産税・都市計画税を**全額減免**(居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで)

*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分



<減免を受けるための手続き>

①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

省エネ(熱損失防止)改修をした住宅に対する固定資産税が減額されます(23区内)

<減額の対象となる住宅>

平成 20 年 1 月 1 日以前からある住宅で平成 32(2020)年 3 月 31 日までの間に、人の居住の用に供する部分(賃貸部分を除く。)において、一定の要件を満たす省エネ(熱損失防止)改修工事を行った住宅

<減額の年度と額>

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅 1 戸あたり 120 m²の床面積相当分までの固定資産税額の 3 分の 1^{*}が減額されます(賃貸部分は、減額の対象にはなりません。)

※改修後の住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3 分の 2

減額を受けるためには、改修工事完了後 3 ヶ月以内に、申告が必要です。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

なお、23 区外で省エネ改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

バリアフリー改修をした住宅に対する固定資産税が減額されます

(23区内)

減額の対象となる住宅

新築された日から 10 年以上経過した住宅で、65 歳以上の方等が居住する住宅について、平成 32(2020)年 3 月 31 日までの間に、人の居住の用に供する部分(賃貸部分を除く。)において、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合

減額の年度と額

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅 1 戸あたり 100 m²の床面積相当分までの固定資産税額の 3 分の 1 が減額されます(賃貸部分は、減額の対象にはなりません。)

減額を受けるためには、バリアフリー改修工事完了後 3 ヶ月以内に申告が必要です。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

なお、23 区外でバリアフリー改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（蛍光灯照明器具（平成31年1月4日より指定対象から除外）、LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）平成33年（2021年）3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）平成32年（2020年）12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

—都税についてのお知らせ—

インターネット公売(不動産、動産・自動車)のお知らせ

インターネット公売は、不動産は入札方式、動産・自動車はせり売り方式により行います。

公売参加申込期間	不動産	動産・自動車
	平成30年11月8日(木)13時～平成30年11月21日(水)23時	
入札期間	平成30年11月29日(木)13時～ 平成30年12月6日(木)13時	平成30年11月29日(木)13時～ 平成30年12月2日(日)23時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産・自動車については、下見会を実施する予定ですので、あわせてご覧ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-2986)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

<メールマガジンのご案内> http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

ー都税についてのお知らせー

合同不動産等公売のお知らせ

東京都主税局では、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却（公売）します。

なお、入札書は、郵送により受け付けます。

入札期間	平成30年11月2日（金）～平成30年11月9日（金）
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>、または都庁第一本庁舎23階南側、各都税事務所及び参加している区市役所・町村役場に設置している「公売案内」をご覧ください。
開札期日	平成30年11月13日（火）午前10時から
開札場所	各公売担当部署において開札を行います。
実施機関	主税局徴収部・都税事務所・参加している区市町村
お問い合わせ先	<主税局徴収部実施分> 主税局徴収部機動整理課公売班 03-5388-3027（直通） <都税事務所実施分> 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 03-5388-3024（直通） <区市町村実施分> 主税局徴収部個人都民税対策課 03-5388-3039（直通）

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.htm

主税局 メールマガ

検索